



歯科衛生学科 3年制40名

専門実践教育訓練給付制度

国家資格を取得してキャリアアップ！歯科衛生士をめざすあなたに

平成30年1月1日以降に受講する方へご案内



学費の
最大 **70%**
給付！

**歯科衛生士
国家資格をめざす方へ**

本校の**歯科衛生学科**が、教育訓練給付金の専門実践教育訓練講座として、厚生労働大臣により指定されました。
※受給資格について、詳しくはお近くのハローワークにてご確認ください。



1 教育訓練給付制度とは

働く方の能力開発の取り組み、キャリア形成を支援するため、教育訓練受講に支払った費用の一部を支給するとともに、専門実践教育訓練を受講する45歳未満の離職者の方に対しては、基本手当が支給されない期間について、受講に伴う諸経費の負担についても支援を行うことにより、雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的とする雇用保険の給付制度です。



2 教育訓練給付制度の詳細

(1) 支給対象者

受講開始日現在に雇用保険の被保険者期間が**3年以上**あること。
(初めて教育給付金を受けようとする方は**2年以上**)

ただし、平成26年10月1日以降に教育訓練給付金を受けた場合は**3年以上**の雇用保険の被保険者期間を有すること。

(2) 支給額

①教育訓練経費の**50%**

支給申請の時期によって、受講中(受講開始日から6か月ごとの期間の末日の翌日から起算して、1か月以内が支給期間)または受講終了後(終了日翌日から起算して1か月以内)に支給を受けることができます。

②教育訓練経費の**20%**

受講終了後、資格を取得し、受講終了日の翌日から1年以内に一般被保険者として雇用された場合に追加支給。

教育訓練費の**70%**

3年間最大

168
万円

3 教育訓練給付制度利用例

ユマニテク医療福祉大学校
歯科衛生学科学費(3年間)

講座を終了した場合

受講終了後1年以内に
資格取得等をし就職した場合

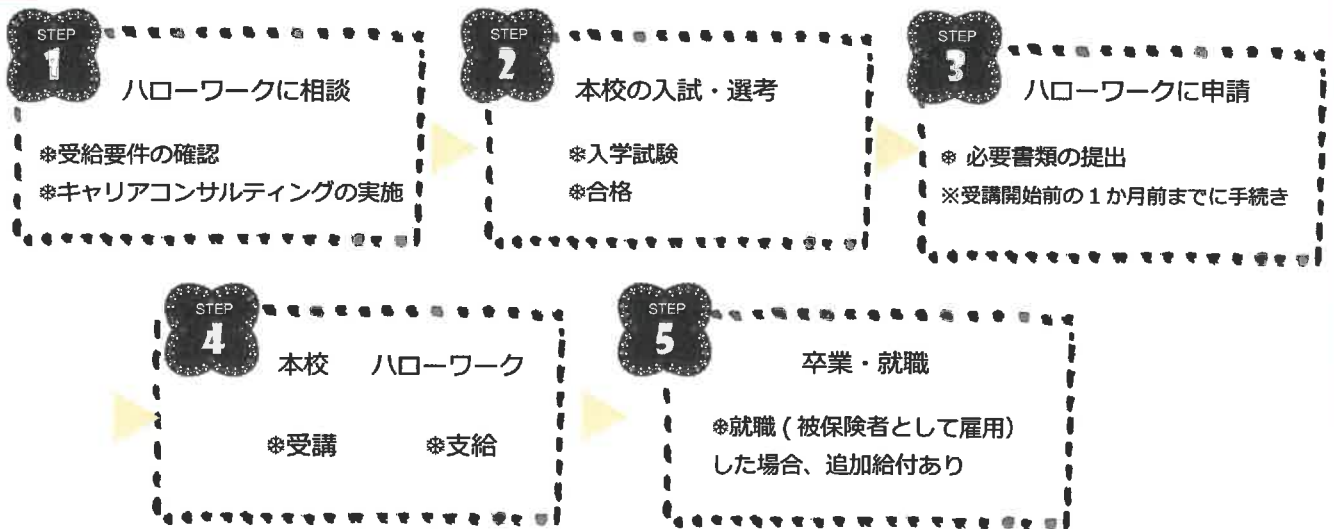
入学金・授業料・実習費・
教材教具等3年間総合計

3,102,000
円

最大
1,200,000円
給付!

最大
1,680,000円
給付!

4 申請手続き



5 支給申請期間

- 受講中 受講開始日から6か月ごとの一定期間
- 受講終了後 受講終了日の翌日から1か月以内
- 追加支援 資格を取得し、一般被保険者として雇用された日の翌日から1か月以内

6 参考

ハローワーク「教育訓練給付金」
厚生労働省「教育訓練給付金制度について」
*受給資格については、さまざまな要件や制約がございます。
詳しくは、お近くのハローワークにお問合せください。

🌐 問い合わせ先

専門学校ユマニテク医療福祉大学校 事務局

☎510-0854 三重県四日市市塩浜本町2-34 ☎059-349-6033

E-mail: info-re@humanitec.ac.jp 🌐www.humanitec-re.jp

